

令和 8 年第 8 回 安芸太田町教育委員会議録			
招 集 年 月 日	令和 8 年 8 月 26 日 （水）		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 視聴覚室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和 8 年 8 月 26 日（水） 午前 9 時 30 分	
	閉 会	令和 8 年 8 月 26 日（水） 午前 10 時 59 分	
出席・欠席委員	出席委員	大野正人・池野博文・清胤祐子・河本千絵・小田純子	
	欠席委員		
職務により会議に出 席 し た 者	教育次長 課長 主幹 主幹	長尾航治 清水裕之 佐々木裕美 小坂法美	
会議に付した事件 及 び 採 決 結 果	議案第 22 号	児童センター運営委員会委員の委嘱について	可決
	議案第 23 号	著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定 による教科用図書の採択について	可決
報告・協議事項	1 9 月定例議会補正予算について 2 令和 8 年度全国学力・学習状況調査について 3 第 1 4 回科学アカデミー報告について 4 教育委員 園・所・学校訪問について		

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午後9時30分開会)

教育長)

皆さま、おはようございます。本日は全員出席されています。本日の会議議題はお手元のとおりでございます。議案、報告協議のうち、公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますがいかがでしょうか。

清胤委員)

議案第23号著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択については、教科書採択は採択権者が自らの権限と責任において適正かつ公正で行う必要があります、開かれた採択を求められています。円滑な採択を進めていくためには、静謐な採択環境が必要であると考えていますので、審議は非公開が適当でないかと思います。しかし、審議内容の会議録の公開については、文部科学省や県教育委員会の指導もありますので、速やかに行うものと考えます。

教育長)

他にご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それではただ今の清胤委員の発議について裁決をいたします。議案第23号著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択については、公開しないという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。従いまして、本日の議題は、議案第23号「著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について」の1件を公開しないで審議することといたします。

日程第2 教育長報告

教育長)

以下の項目について説明)

1 8月の教育長等の状況

- ① 令和8年度全国高等学校ライフル射撃選手権(1日～4日)
- ② ふれあい戸河内まつり(1日)
- ③ 図書館読書感想文セミナー(2日)
- ④ 令和8年度山県郡へき地教育研究連盟全員研修会(4日)
- ⑤ マナビノラボweb(5日)

- ⑥ 小・中学校平和登校日（6日）
- ⑦ 広島県町教育長会オンライン会議（6日）
- ⑧ 令和8年度教育研究公開シンポジウム web（6日）
- ⑨ 福知山市教育委員会視察訪問（10日）
- ⑩ 安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典（15日）
- ⑪ 全国市町村教育長教育政策研修会 web（18日）
- ⑫ ヒューマンライツ夏セミナーweb（19日）
- ⑬ 町教職員 ICT 研修会（20日）
- ⑭ 町教職員全体研修会（20日）
- ⑮ 国立特別支援教育総合研究所専門性向上セミナーweb（21日）
- ⑯ 第9回町消防団消防ポンプ操法競技大会（23日）
- ⑰ 教育委員会会議（26日）
- ⑱ 令和8年度中国五県町村教育長研究大会島根大会（27日～28日）
- ⑲ 町校長研修会（31日）

2 ミニ研修

- （1）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の改訂について
○主な改訂内容の説明
- （2）令和8年度中国五県町村教育長研究大会島根大会について
○大会での発表内容の確認

教育長）

説明は以上でございますが、何か質問等ございますでしょうか。

清胤委員）

2点よろしいでしょうか。まず、ライフル射撃選手権の今後なんですけれども、試合会場が変更するということで、練習会場とかあるいは全国の試合会場がどうなるのか教えていただければと思います。2点目は教育長さんが明日研究大会で発表されるという事でよろしくをお願いします。

長尾次長）

ライフル射撃場なんですけれども、高校のライフル選手権大会ということで実行委員会の方ですね、我々の町の方で持ってまいりましたけれども、これについて一旦高校の方の判断で移るということで終了したということになっております。引き続き西日本の大会や高校以外の大会はこのライフル射撃場で実施される予定です。高校の選手権大会なんですけれども、来年度は埼玉県の方で会場が決まっております。それ以降に関してはですね、まだ決まってないという状況なんですけれども、愛知県でアジア大会に向けた施設整備がされるというような話も入っておりまして、そちらに会場を移していくというような可能性もあるかというふうに思います。

清胤委員)

お願いします。

池野委員)

適正配置の規模の関係で申し上げるんですが、昨日財産区の会議が有りまして、井仁地区を見たんですが、井仁地区の町おこし協力隊の卒業生がカフェを作ったり民宿を作ったりして、子どもさんもね、若干増える動きがあるんですが、一方で出生数がこの3年間で10人ぐらいです。10年後の児童数が全町で60人体制になる。そういう時代ですから適正配置は我々非常に苦労したんですが、15年かかりました。

60人になった時に15年かけて次の体制を作るってことはとてもじゃないが不可能だし、やってはいけないことだと。そういう意味で将来性を含めてですね、早めに人口が増えるのが一番いいんですが体制を考えていかなければ、というのを思っています。

教育長)

先程も申しました通り、しっかりした根拠が必要だと思いますので、そのところをしっかりと固めていきたいと思っておりますので、また教育委員会会議でもお話をさせていただけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

紹介し忘れましたが、今日の中国新聞の記事でございます。山県防犯少年ソフトボール大会がこの前北広島町でございまして安芸太田ソフトボールクラブが優勝しております。こういう形で小学生も頑張っております。

日程第3 議事

教育長)

議案第22号 児童センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

小坂主幹)

(児童センター運営委員会委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上ですが何か質問はございませんか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 22 号児童センター運営委員会委員の委嘱について議案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 22 号 児童センター運営委員会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

日程第 4 報告・協議

教育長)

報告・協議 1 9 月定例議会補正予算についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

長尾次長)

(9 月定例議会補正予算について説明)

教育長)

説明は以上でございますが、何かご質問等ございませんか。

小田委員)

認定こども園のエアコンは何年ぐらい使っている状態ですか。

長尾次長)

認定こども園、両方あるんですけれども、平成 14 年からですから、24 年か 25 年経過しているといったものでございます。エアコン等の耐用年数はだいたい 10 年から 15 年というふうに言われております。15 年を経過しますと交換部品がなくなるというようなことで、業務用のものに関しても同様でございますが、なかなか補修するそうですね、よそで使っているものの転用というような方法しかなくなるということで、昨年度、一昨年もそうだったと思うんですけれども、途中でエアコンが使えなくなるというような事案が発生しております。それに関しては基盤をよそからもらってきて付け替えるというようなことでなんとか対応してきているんですけれども、これに関しましてはですね、一緒にやる必

要があろう、ということで民間提案がありましたのでぜひこれで実現してみたいと思っています。

池野委員)

子育て支援センターの関係で聞きますが、子どもが非常に少なくなって対象の人が少なくなって、非常に運営が難しい時期だろうと思うんですがいかがですか。

長尾次長)

はい、まさにおっしゃられる通りではないかと思います。戸河内と加計に子育て支援センターを置いております。常勤者をつけているのは加計あさひのみでございまして、行事を計画してですね、いろいろ立案してお越しいただけるような準備もしているんですがゼロだったという日もあるような状況でございます。そうしたことからですね、まさにご質問いただいた通りなんです、子育て支援センターといわゆる保育園、保育所側の方の一体化というかですね、少し考え方を変えていかないといけない部分があるであろうということで子育て支援センターに今まで専属配置していた職員も少しずつ両方動けるような形をとらせていただいているというような状況でございます。

教育長)

他はよろしいでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

教育長)

報告・協議2 令和8年度全国学力・学習状況調査についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

佐々木主幹)

(令和8年度全国学力・学習状況調査について説明)

教育長)

説明は以上ですが何か質問等ありますか。

清胤委員)

説明ありがとうございました。まるで授業を受けているようでした。自分が足りないところが判明して、子ども達への思いが深まりますけど、頑張っているのにできない子がい

っぱいいるのかもしれないなって。先生方すごく頑張ってくださってその成果もしっかり数値に現れていることも分かりました。でも、そのことによって明るみに出てきた事実はやっぱり家庭での復習とかじゃないかなと非常に思います。先生にはその場で教えていただけるけれど、家に帰ってからちゃんとそれを復習しないと記憶としては定着しませんもんね。2点目は朝食ですね。学校に来てこのテストを受けたメンバーのうち、このパーセンテージが、ということですよね。じゃあ、朝食を食べたらもっといい成績になったかもしれないってことですよ。やっぱりその子どもに言ってもなかなか家庭環境って難しいから、保護者懇談なんかの時にはっきり提示していただければ。保護者は本当にお忙しいのはよくわかるんですが、子どものために一肌脱いで、っていう気持ちになっていただいたら。なんかパーセンテージが上がってくる明るい兆候が見えてきたような気がいたします。よろしくお願いします。

河本委員)

最後におっしゃった、家に帰ったらやってみようと思う課題を投げかける、というのが、普段スマホとか、大人でも気が付いたら1時間経ってしまって。さっきの報告を受けて、ちょっと前のめりになったので、なんかこう家に帰ってやってみようかなって思えるものを設定することが大切なのかなと。

あと、朝食なんですけど、何かしら置いておけば自分で食べることはできると思うんですよ。朝ご飯を食べたら元気が出るよ、とか、自分につながってくるような知識をあげて、自分でプランニングしてみるようなことをしてみると、自分で食べるんじゃないかって。すごい希望かもしれないですけど。保護者もなかなかね、大変ですよ。置いて出る時もあると思うけど、自分で食べようとしてくれるきっかけになれば、保護者も楽ですよ。

小田委員)

先生がすごく頑張ってくださっているのがこの結果からわかりまして。朝食とかっていうのはなんか全てが悪循環で。ゲームをやって寝不足になって朝起きるのがギリギリで朝食食べれないとか、繋がってるんじゃないかなっていうのがあって。スマホとの付き合い方っていうのがもうちょっと大切になってくるんじゃないかなと。なんか不登校になった子が、夜遅くまでずっとゲームして朝から寝る生活になって、別に学校に行きたくないわけじゃないんだけど、いつの間にかなっていたっていうのを聞いたんで、やっぱりちょっと今ゲームとかの付き合い方をどうしていくかっていうのが大切なんじゃないかと思いました。先程、一時間未満しか勉強していない方が、宿題が早く終わってしまうからこの時間なのか、もう一切やってないのか。それもちょうど気になったんですけど。

佐々木主幹)

一切やっていない子は6.9%ほどおります。1時間に満たない子が27.6%、30分から1時間やっている子が37.9%という結果ですので、もう少し家庭学習を楽しくしていければいいのかなと思っています。

小田委員)

学校間で差があるんでしょうか。

佐々木主幹)

学校間での差はありますが、今回の中学校3年生に関してはだいたい似たような傾向にあるかなと思っています。

河本委員)

我が子を思った時に、家で勉強する姿をほぼ見ていないんです。いつやっているのって聞いたら、バスを待つ時間、朝とか隙間時間にやっているって言っていたんですね。それで課題はちゃんと出せていたのかどうかわからないんですけど、出せているんだとしたら、それで足りている。それ以上やろうとしていない。そこら辺がちゃんとできているかどうか、学校で出さなきゃいけないものとかの状況とかもわかるんですかね。

佐々木主幹)

こちらの項目については、学校の授業時間以外に、という風な聞き方になってしまっていて。家庭でどうですかという聞き方はしてないので、バスの待ち時間も含めているとは思いますが。

教育長)

質問してよろしいですか。この表の中学校のところで、数学の数字なんですけど、安芸太田町の数学の正答率が46で、広島県57で全国は57.0なんですけど、その県との差がマイナス7。これはどういう引き算でしょう。

佐々木主幹)

訂正して指標を出させていただきます。

実はですね英語の話すことの結果、それから各校のヒアリングから見えたことこちらについては今日の報告に入れておりませんのでまた、そちらをお伝えさせていただく際に正

しい結果の方をお伝えさせていただきます。大変失礼いたしました。

清胤委員)

思い出したことがあって。記憶の定着。中学生の時の先生に聞いてから私はそれを実行するようにしたんですけど。洗濯物と一緒に、汚れものはまず洗わないといけない。これが授業で。で、干さなきゃいけない。そしたら取り込なきゃいけない。取り込んだら、畳んでしまっておかないと次に取り出せない。せっかく取り込んでもそのまま山積みにしてあったら、着ようと思ったら着られない、ちゃんと畳んでしまっておかないと、それを着ようと思った時に着れないよっていう説明を受けたのを思い出して。その畳んでしまうっていうのが家に帰って復習することだよってちゃんと当てはめてくださったんですよ。で、ちゃんと畳んでしまわないと、テストの時ちゃんとその知識が出てこないっていうのを教えてくださった。やっぱりテストの点数がよかったら嬉しくなって、また学ぶ意欲が沸きますよね。もしよかったら、その記憶の定着みたいな、復習してちゃんと頭の中の整理ダンスにしまっておかないと次に出せないぞっていうのを子ども達にちょっと言っていたら。それ1回やってみようよって。

佐々木主幹)

大変分りやすい例を教えていただけましたので、学校と共有して目指すべきところを目指していきたいなという風に思っています。

教育長)

もう一つだけ質問してよろしいですか。数学の正答率が低いということで、非常に現場の先生方が悩んでおられると思うんですよね。各学校と話をする中で、なんとかしないといけない、と日々考えておられるんですけれども、中学校の方でね、各校だけではなしに二中の方で共同されてどのようなことを頑張られているのか、というような実践があると思うので、ちょっとご紹介していただければありがたいです。

佐々木主幹)

二中での連携というふうなところになりますとあまり丁寧にできてない部分もあるのかなと。ただ安芸太田町で長年取り組んできている新しい学びプロジェクトにおいては、メーリングリストというもので、自分がやってみようと思っている実践を相談し、それに回答する、というふうなシステムがあります。そちらの方で共有をすることができていると思います。先週の安芸太田町合同研修会で学習に関わる研修会を実施させてもらったんですが、そういった中でもいろいろな先生方との交流、というふうなところはやっておりま

す。ただ二中の連携については、まだまだ課題があるかと思いますので、そのあたりについてもうまく繋ぐことができるような教育委員会であれたら良いかと。

教育長)

実はですね、非常によくやっておられます。本当に危機感持ってね、中学校の数学部会がやっておられて郡の研究の協議会がありましてですね、そちらの方で実は今年の中四国大会で数学の発表が当たっておりまして、それに向けて今研究を進めているというところなんです。その中でやはり山県郡そして安芸太田町の学力がなかなか上がってこないということを実を真剣に受け止めて研究をされています。それを踏まえた中で今回も、伸びていなかったことが非常に残念だということで、研究してきた内容をその大会の中でも発表されますけれども、その分野につきましては、今回も結果がよく出ていたということでございます。今までのようにやっていたんでは、なかなか学力も向上して来ないと思いますので、それだけ先生方の方も研究されて、頑張っておられるということをご承知願えればというふうに思います。また研究の成果がはっきりしてくると思いますので、この場でも、またいろんな場でも私の方から説明していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。現場の先生方の応援の方もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは以上で本件の審議を終わります。

教育長)

報告・協議 3 子ども性暴力防止法の施行に向けてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

(子ども性暴力防止法の施行に向けて説明)

教育長)

説明は以上ですが何かご質問等ございますでしょうか。

池野委員)

今保育所、認定こども園で男性保育士が増えております。私の時代には無かったことなんです、特に更衣にあたる時、おむつ替えとかの時に、男性保育士が担当する時に保護者にとってはナーバスになるようなことがあるだろうと思うんですが、その辺はいかがですか。

清水課長)

もちろん園所も細心の注意を払いながらですね、子どもと接していると思います。かといって保育士の数にも限りがあるというのもありますので、男性が疑われるような行為というのは一体どんなものなのだろうか、それを防ぐためにはどのような行動が求められているのかということを改めてですね、はっきりさせるのがこの法律の一つの趣旨だと思います。そちらも園所長の方と研修を重ねていく中で、しっかりと子どもの安全を守っていきたいと考えております。

河本委員)

対象になるのは認定を受けた申請者。右の欄の学習塾とか放課後児童クラブとか認定は任意っていうのが書いてあった気がするんですけど、認定を受けようと事業者がしない限りはここから外れるっていう事ですか。

清水課長)

まず認定のことなんですけれども、この資料にある「こまもろう」と書いてあるフクロウのマークがありますけれども、要は申請をして認定を受けた事業所についてはこれが配られる。それをいろいろなところに貼ることで、それぞれの事業所がこの子どもを守る取り組みというのを行っていますよ、という一つの証明になる、ということです。それがきっと保護者の方の安心感にもつながるだろう、ということです。本町の放課後児童クラブとか放課後子ども教室が申請をどうするかとかいうことについては、協議をこれから重ねていく必要があるかなと思っております。

河本委員)

何かないとね、なかなかしようとしめない可能性が。

清胤委員)

大きいシールなんですか。

清水課長)

サイズまではわかりません。

教育長)

他にございませんか。以上で本件の審議を終わります。

教育長)

報告・協議 4 教職員対象業務改善アンケート結果についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

(教職員対象業務改善アンケート結果についてを説明)

教育長)

説明は以上でございますが何かご質問等ございませんか。

(意見なし)

教育長)

報告・協議 5 第 14 回科学アカデミー報告についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

小坂主幹)

(第 14 回科学アカデミー報告について説明)

教育長)

説明は以上ですが何か質問はございませんか。

(意見なし)

教育長)

報告・協議 6 教育委員による園・所・学校訪問についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

小坂主幹)

(教育委員 園・所・学校訪問について説明)

教育長)

説明は以上でございますが何かご質問はございませんか。

(意見なし)

教育長)

以上で本件の審議を終わります。ここまでの公開という事でいったん議場を閉鎖させていただきます。

日程第3 議事(非公開により審議)

教育長)

議案第23号 著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

小坂主幹)

(著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について説明)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第23号 著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。議案第23号著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択については原案のとおり可決されました。

教育長)

以上で審議を終わりたいと思います。

それでは本日予定されておりました議案は全て終了いたしました。では次回の教育委員会会議の日程調整をお願いいたします

(次回の教育委員会会議の日程調整)

9月30日水曜日ということをお願いします。

以上で令和8年第8回教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

(午前10時59分 閉会)